

1 RPS制度の概要説明（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の概要）

1．目的

エネルギーの安定供給に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する措置を講じ、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（法第一条関係）

2．利用目標及び対象エネルギー

経済産業大臣は、総合資源エネルギー調査会及び環境大臣その他関係大臣の意見を聴いて、新エネルギー等電気の利用目標を定める。
（法第三条関係）

3．義務

経済産業大臣は、利用目標を勘案し、電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、及び特定規模電気事業者）に対して、毎年度、その販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー等電気の利用を義務づける。（法第四、五条関係）

1 RPS制度の概要説明（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の概要）

4．義務の履行

電気事業者は、義務を履行するに際して、
自ら発電する。

他から新エネ等電気を購入する。

他から新エネ等電気相当量を購入する。

これにより、電気事業者は、経済性その他の事情を勘案して、最も有利な方法を選択することが出来る。（法第五、六条関係）

5．設備認定

新エネルギー電気を発電し、又は発電しようとする者は、当該発電設備が基準に適合していることについて、経済産業大臣の認定を受けることが出来る。経済産業大臣は、バイオマスを利用する発電設備の認定に際しては、予め農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議を行う。（法第九条関係）



1 RPS制度の概要説明（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の概要）

6．勧告・命令

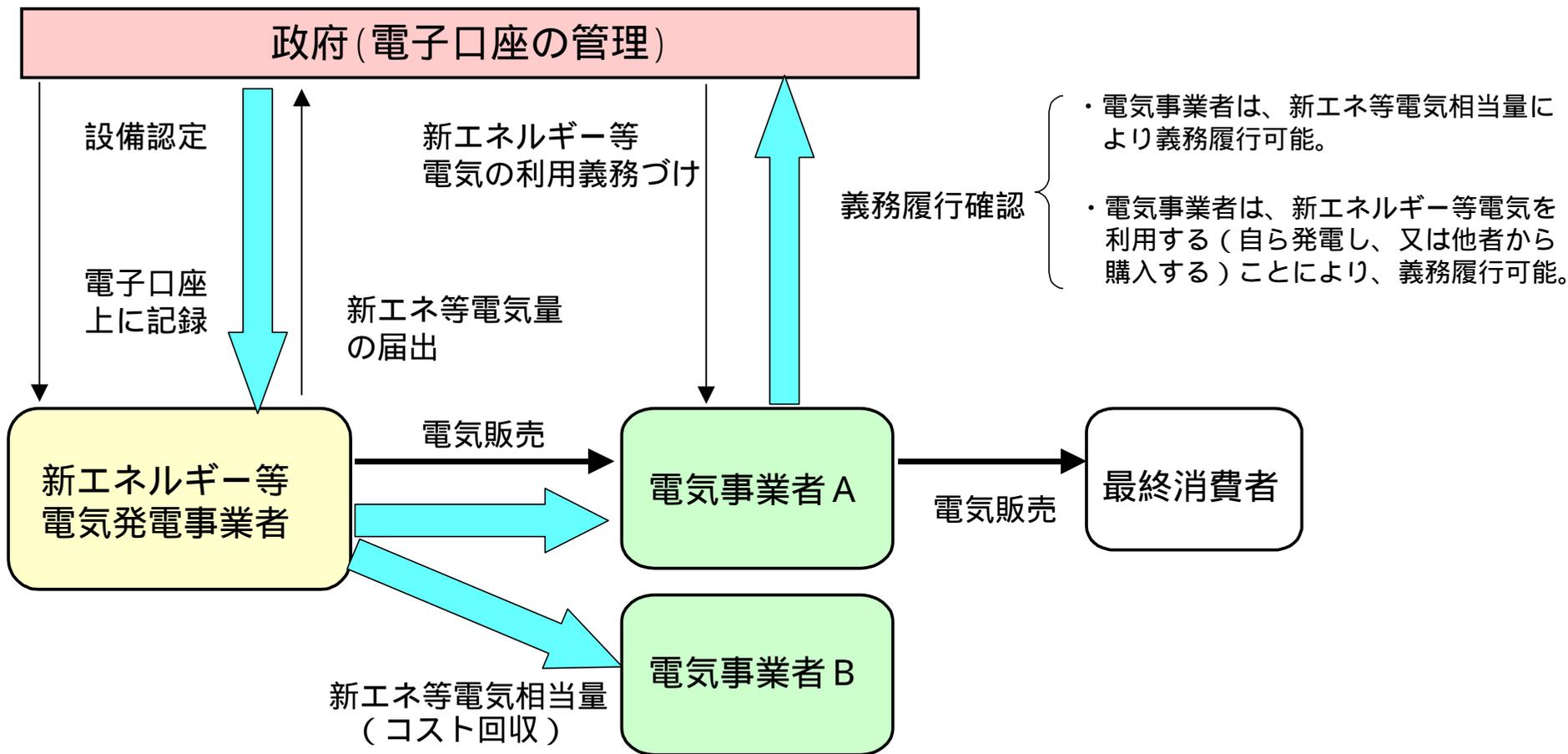
経済産業大臣は、電気事業者が、正当な理由なく義務を履行しない場合には、期限を定めて、義務を履行すべき旨の勧告、又は命令を行うことが出来る。（法第八条関係）

7．罰則

6．の命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する等。
（法第十五、十六、十七条関係）

1 RPS制度の概要説明 (全体の制度の流れ)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の制度の概要



1 RPS制度の概要説明（新エネルギー等電気の利用の目標について（案））

全国の利用目標量は、経済産業大臣が、総合資源エネルギー調査会や関係省の意見を聴いて、2010年度までの各年度毎の数値を定める予定。（以下は、11月22日新エネ部会資料における利用目標量案である。）

1．新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項

（億kWh/年）

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
73.2	76.6	80.0	83.4	86.7	92.7	103.3	122.0
<p>備考 新エネルギー等電気の利用の目標量については、必要な系統連系対策内容及び費用規模、並びにその実施・負担のあり方等について、引き続き検討を行う必要があることから、そうした検討による方向性がまとまるまでの間（3年間を目途）、特段の系統対策が生じない範囲にとどめることとしたもの。</p>							



1 RPS制度の概要説明（新エネルギー等電気の利用の目標について（案））

2．新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項

新エネルギー等発電設備は、今後、利用目標及び基準利用量を踏まえて着実に設置されることが必要であり、発電・供給コストの低減や潜在性を踏まえた適地選定等を通じ、当該発電設備の積極的かつ効率的な展開が必要である。

3．その他の事項

新エネルギー等による発電は出力が不規則に推移するとともに、発電所建設適地は送電系統が整備されていない遠隔地にある場合も少なくないことから、その大規模な導入を行うためには、周波数変動抑制等の系統安定化や、既存系統の増強等を講ずることが必要となる。

1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

1．設備認定

新エネルギー等発電事業者は、経済産業大臣の認定を受けることができる。

〔対象となる新エネルギー等について〕

太陽光発電

風力発電

バイオマス発電

中小水力発電（注）

地熱発電

（注）本法の対象となる中小水力発電については、水路式の
1000kW以下の水力発電とする。

〔認定基準〕

発電設備

- ・新エネ等電気の販売量（利用量）が的確に計量できる構造であること。

発電方法

- ・新エネ等以外のエネルギーとのハイブリッド発電（重油との混焼等）の場合、発電量に占める新エネ比率を的確に把握・記録しつつ発電できる方法であること。
- ・再生可能性が確保されていること。（例：地熱）



1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

2 . 新エネルギー等電気の利用の義務づけ

- (1) 電気事業者は毎年6月1日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間に利用することを予定している新エネルギー等電気の基準利用量（以下義務量という。）その他の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- (2) 電気事業者は、義務量以上の量の新エネルギー等電気の利用を行わなければならない。



1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

義務量の算定方法

「義務量」 = 「電気事業者の電気供給量（前年度）」 × 「利用目標率」 × 「調整率」

「利用目標率」 = 「全国の利用目標量（当該年度）（注）」
÷ 「全国の電気供給量（前年度）」

「調整率」 = 「新工ネ等発電設備導入に必要な電圧調整用電源の
状況等に応じた率(1～0.9)」

1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

義務量の経過措置の調整方法

経過措置として、法の施行後7年間（2010年度の前年度まで、つまり平成21年度まで。）は、各電気事業者の導入実績を踏まえた現実的な義務量となるよう以下の調整方法にて調整する。

「調整後の義務量」＝「調整前の義務量」÷「利用目標率」×「調整利用目標率」

「調整利用目標率」＝「利用目標率」－
 {（「トップランナーの既存利用率」－「自己の既存利用率」）×「経過調整率」}

「既存利用率」＝「新エネ等電気供給量（平成14年度）」
 ÷「電気供給量（平成14年度）」

（注）平成14年度の量については過去の実績より一定の前提のもとに算定する。

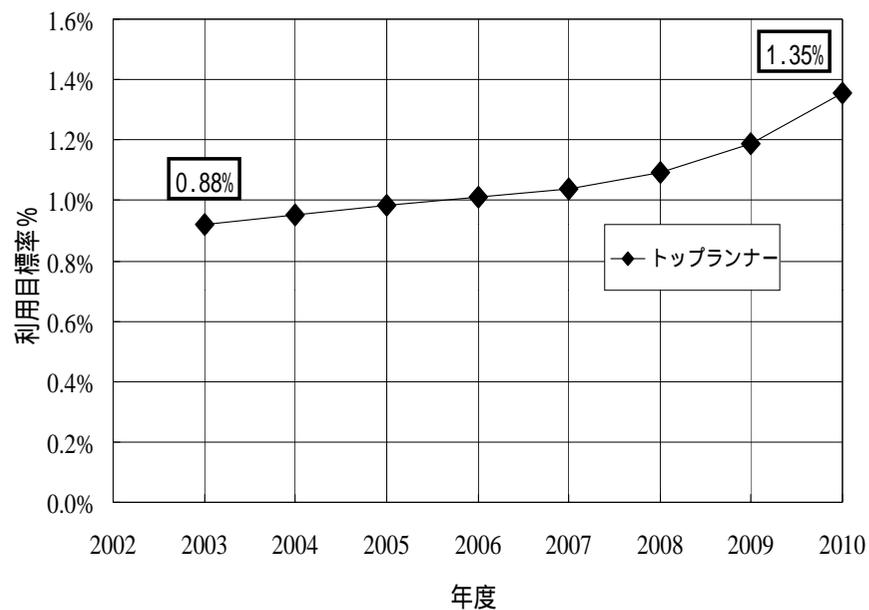
「経過調整率」は、次の表の上欄に掲げる年度毎に、それぞれ同表の下欄に掲げる数値。

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1	1	1	1	1	2 / 3	1 / 3	0

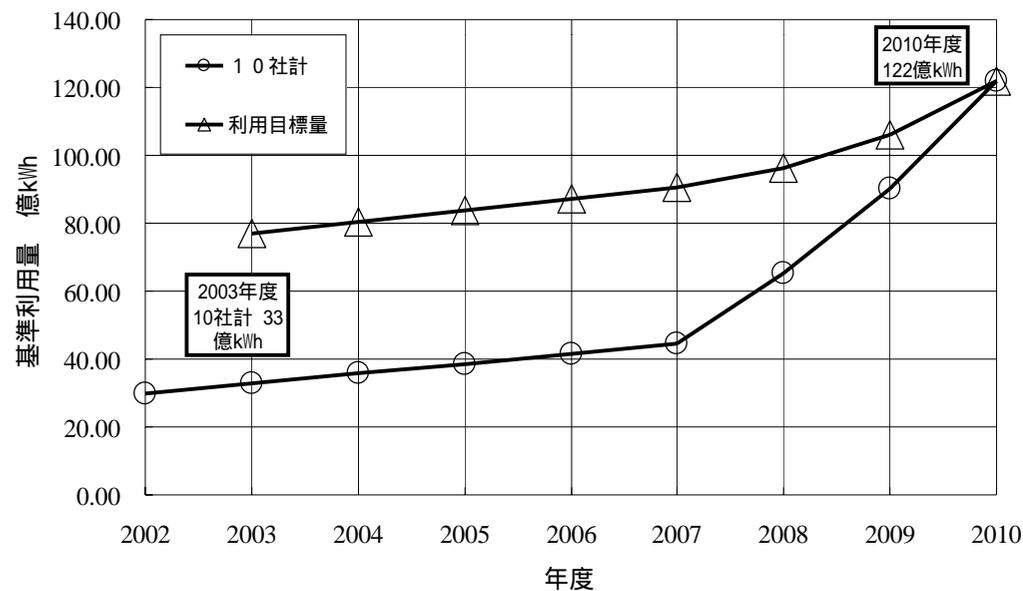
1 RPS制度の概要説明 (設備認定及び義務履行について)

(参考: 10月30日新エネ部会資料より)

利用目標率推移



基準利用量推移

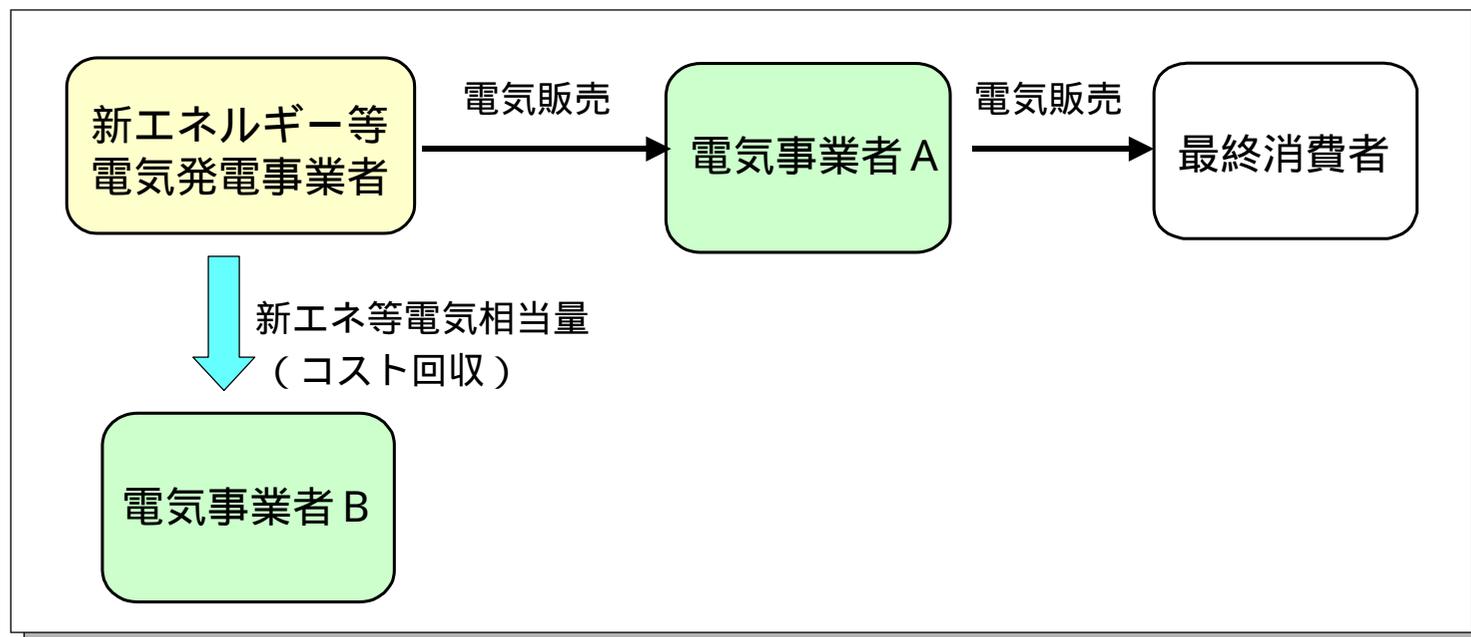


1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

3 . 義務履行の確認のための電子口座への記録

新エネ等発電事業者は、新エネ等設備で発電された電気を販売する際に、「電気」と「新エネ等電気相当量」を別々に売ることができる。

「新エネ等電気相当量」を義務履行に使う場合には、対応する「電気」は義務履行には使えない。



1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

「新エネ等電気相当量」は、電子口座において管理される。
新エネ等発電事業者、電気事業者はそれぞれ口座の開設を届け出ることができる。

「新エネ等電気相当量」を取得するためには、新エネ等電気を販売した時に、販売量の届出を行う。システム管理者は「新エネ等電気相当量」を電子口座に記録する（原則四半期毎の予定）。

新エネ等発電事業者、電気事業者間での、取引については、「電気」と「新エネ等電気相当量」を一体で行うことも可能であり、別々に行うことも可能。

それらの取引が行われた場合、取引当事者の届出に基づき電子口座に記録する（具体的には取引の内容に従ってシステム管理者に対して、売り手が減少の記録申請をし、買い手が同じ量だけ増量の記録申請をする。随時届出可能とする予定。）



1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

「新エネ等電気相当量」の記録の単位は、1000kWhとする。1000kWhごとにID番号をつけて管理する。

「新エネ等電気相当量の有効期間（義務履行に使える期間）は、発電された年を含め、2年間（予定）。したがって、有効期間内であれば、口座で保有しておくことが可能（バンキング）。

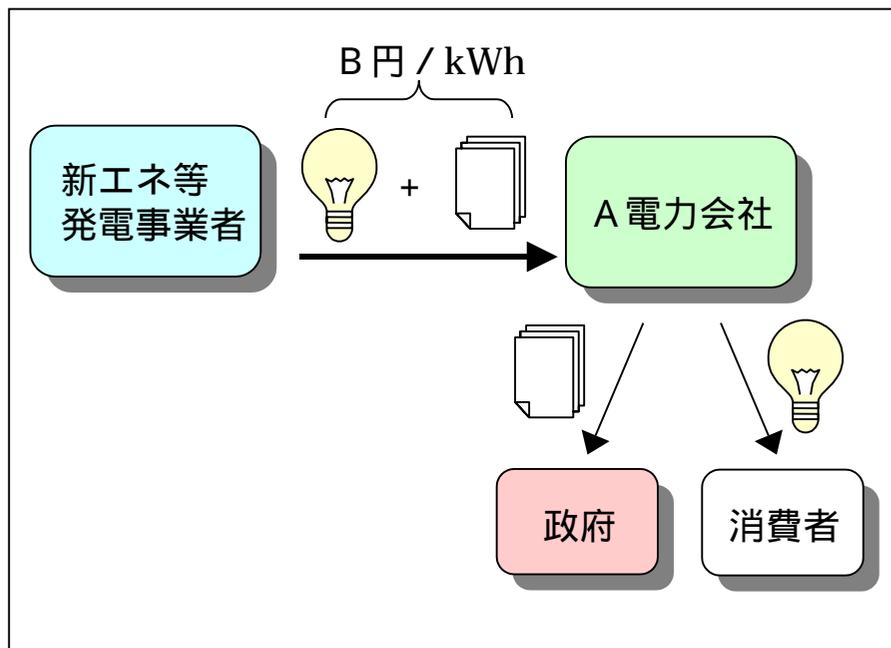
1 RPS制度の概要説明 (設備認定及び義務履行について)

4. 新エネ等電気相当量と電気部分の取り扱いについて

下記ケースに置いては、通常電力はA円で、新エネ等電気はB円で売られると仮定。

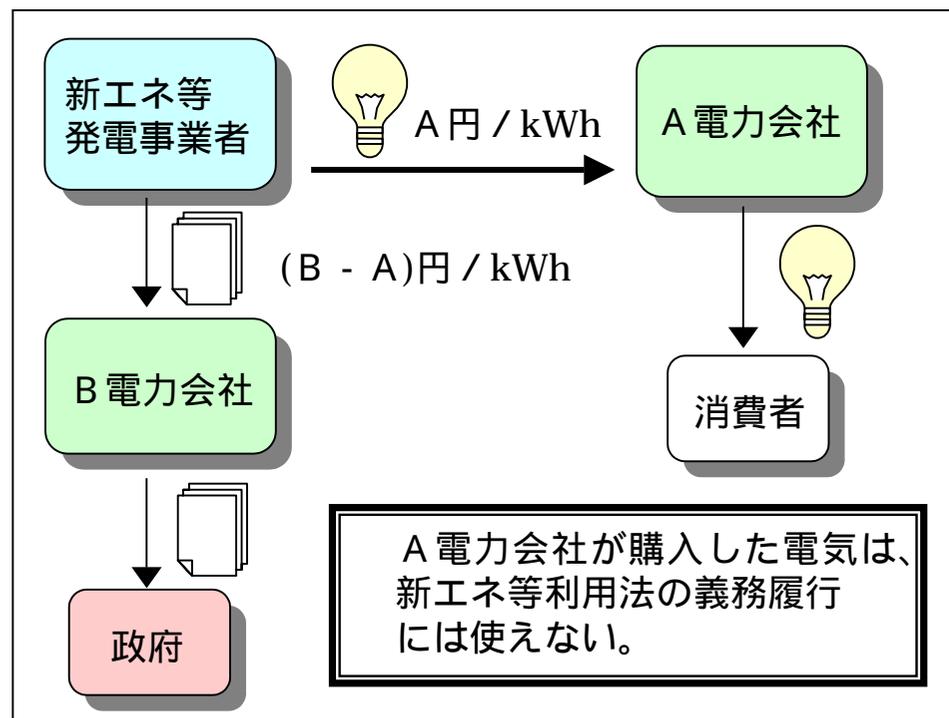
【ケース】

電気と「新エネ等電気相当量」を同一の電力会社に売却した場合



【ケース】

電気と「新エネ等電気相当量」を異なる電力会社に売却した場合



新エネ等電気相当量

1 RPS制度の概要説明（設備認定及び義務履行について）

5．義務量の減少

電気とセパレートで購入した「新エネ等電気相当量」は、（その分の電気を他の電気事業者が利用しており、かつ、義務履行には使わない旨が確認された場合）、その旨を申請して義務量を減少させることができる。

6．義務の履行状況の届出

毎年度、電気事業者は、次年度の6月1日までに、必要な書類を添えて、次の事項を届け出ることが必要。

口座に記録された新エネ等電気相当量のうち法第5条の規定に従って義務履行に充てるものの量

その年度において自ら発電し、又は他から購入した新エネ等電気（口座における新エネ等電気相当量の増量の記録に供したものを除く。）の量 等

義務の履行は、及び の合計量が義務量に達しているかどうかにより判定される

なお、義務量の20%までは、未達成量を次期に繰り越すことが可能（ボロウイング）。



1 RPS制度の概要説明（今後の予定）

1．法律の施行日

法律の設備認定関係の規定の施行日：12月6日（予定）。

新エネルギー等発電設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、
12月6日以降設備の認定申請が可能になります。

法律全体の施行日：平成15年4月1日。

2．手続関係の予定

（1）発電された電気と義務履行との関係

- ・平成15年3月31日までに新エネ等発電設備が認定された場合
→ 4月1日以降、その設備から発電された新エネ等電気が義務履行に使える電気となる。
- ・平成15年4月1日以降に新エネ等発電設備が認定された場合
→ 認定日以降、その設備から発電された新エネ等電気が義務履行に使える電気となる。



1 RPS制度の概要説明（今後の予定）

（２）口座開設等の手続について

- ・ 口座開設等の申請受付は、平成 1 5 年 4 月 1 日以降順次開始。

（３）基準利用量の届出の手続について

- ・ 電気事業者は、平成 1 5 年 6 月 1 日までに 1 5 年度の基準利用量を経済産業大臣に届け出なければならない。